

令和7年8月1日
航空局安全部
無人航空機安全課

公益社団法人無人機研究開発機構に対する嚴重注意について

今般、無人航空機検査事務を行う登録検査機関（※）である公益社団法人無人機研究開発機構において、当該事務の実施に関して不適切な事項が認められました。

このため、国土交通省航空局は、本日付けで同機構に対して嚴重注意を行い、再発防止策を検討の上、令和7年9月1日までに再発防止策を報告するよう指示しましたのでお知らせします。

※無人航空機検査事務（機体認証及び型式認証等に関する国土交通大臣の事務のうち、無人航空機が安全基準に適合するかどうか等の検査の実施に関する事務）については、国土交通大臣の登録を受けた者（登録検査機関）にその全部又は一部を行わせることができることとされている。

（登録検査機関概要）

機関名：公益社団法人無人機研究開発機構

登録日：令和6年1月9日

所在地：福岡県北九州市若松区ひびきの2-1

業務の範囲：飛行機、回転翼航空機（ヘリコプター、マルチローター）

業務の種類：第2種型式認証、第2種機体認証（型式認証機に限る）に関する検査

（確認された不適切事項の概要）

○ 正当な理由がなく、無人航空機検査を遅滞させた。

国土交通省航空局は、同機構において適切な措置が確実に実施されるよう、引き続き指導監督を行ってまいります。

添付資料：公益社団法人無人機研究開発機構に対する嚴重注意の文書

以上

《問い合わせ先》

航空局 安全部 無人航空機安全課 清水、伊藤

TEL（直通）03-5253-8615（代表）03-5253-8111（内線 48279、50158）

国空無機第 132542 号
令和 7 年 8 月 1 日

公益社団法人 無人機研究開発機構
代表理事 丹 康弘 殿

国土交通省航空局安全部
無人航空機安全課長

厳重注意書

本年 3 月、型式認証の申請者（以下単に「申請者」という。）より、登録検査機関として貴機構が実施している型式認証に係る検査が遅滞している旨の報告があった。

当該報告を受け、6 月 4 日に貴機構に対して航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 134 条第 2 項に基づく立入検査及び当該検査に付随する必要な調査を行った結果、

- ・型式認証に係る検査に必要な書類が申請者から提出されないこと等を受けて、同書類が申請者から提出されるまでは同検査を行わず、かつ、申請者からの電話連絡に応じない等の判断を貴機構が一方的に行い、その旨を申請者に対して通知しなかったこと
 - ・当該判断の結果、2 月以降、申請者とのコミュニケーションを適切にとらなかったこと
 - ・型式認証に係る検査に必要な手続きに係る対応について申請者と貴機構の間で認識の相違が生じていたところ、貴機構が申請者とのコミュニケーションを適切にとらなかったことにより、円滑に当該検査を進めることができず、結果として無人航空機検査が遅滞したこと
- 等が確認された。

法第 132 条の 28 第 1 項の規定により、登録検査機関は、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、無人航空機検査を実施しなければならないところ、本件に係る無人航空機検査の遅滞については、正当な理由があるとは認められず、同項の規定に違反するものであり、不適切事項に該当する。

以上のことから、貴機構において法令の遵守についての意識の不足及び不適切事項の発生を防止する体制がないことに関し、個人的及び組織的な問題があると判断されることから、厳重に注意する。

については、本件について組織・体制の見直しを含めた再発防止策を検討の上、令和7年9月1日までに文書で報告されたい。

以上